

## 「鎖国祖法」という呼称

大島 明秀 (歴史学)

はじめに

近世日本を分析する概念として長らく用いられてきた「鎖国」―現代(日本人)の自己像とも密接に関連する概念―のより総合的な解明に挑むために、筆者は膨大な実態研究を踏まえた上で、言説論の立場から追究に着手した。そしてその成果は、二〇〇九年一月に『「鎖国」という言説―ケンペル著・志筑忠雄訳『鎖国論』の受容史―』として結実した。この仕事によって、「鎖国」という言葉を当時の日本語に導入した志筑忠雄訳『鎖国論』写本(一八〇一)に関する研究基盤が構築され、それに加えて、いわゆる「鎖国」研究に新たな方法的視座を齎すこととなった。ただし、本の全体の流れから逸れるような話題や、十分に煮詰まっていなかった問題、或いは出版的な事情などにより、拙著から(書き洩らしたこと)が少なからずあった。その一つに藤田寛が究明したいいわゆる「鎖国祖法」をめぐる問題がある。拙著の主題と密接に関わる重要なテーマであるが、論究することが叶わなかった。

よってこの小稿では、拙著の補足を目的として、「鎖国祖法」を中心に論題とし、特にその「内容」ではなく、「言葉」の側面について以下検討する。

なお、(書き洩らしたこと)については、今後折を見て書き連ねていくことを考えているが、今回の試みは、いわばその端緒である。

### 一 近世日本の対外関係研究と「鎖国」

長らく近世日本の体制は、「鎖国」史観ともいうべき視座から追究され、その枠組みの中で対外交流に関する業績も積み重ねられてきた。そのような研究状況の中で、一九八四年にロナルド・トビが、近世日本の対外関係の在り方を、徳川幕府が中世の国際関係秩序を再編した動きとして理解することを提唱し、「鎖国」概念を廃することを説いた。<sup>2</sup>その後、荒野泰典は「海禁」、「華夷秩序」、「四つの口」などから、近世日本の姿を捉えるべきであることを指摘した。<sup>3</sup>大石学や木村直樹の近刊においても、以上の流れが踏まえられており、その上でより多角的に近世の実態についての再検討が加えられている。<sup>4</sup>

このように実態論のレヴェルにおいて旧来の「鎖国」史観は解体されつつあり、それに加えて、上述の通り、言説論的視座からのアプローチや、「鎖国」が近世のみならず近代の問題でもあることが、拙著によって本格的に提示された。<sup>5</sup>

現在では、近世日本の体制を表象する際、荒野説に基づき「海禁」概念が用いられることが徐々に増えてきた。その一方で、山本博文や松方冬子のように「鎖国」概念を「正しく」理解した上で使用するのには問題無いとする立場も存在する。<sup>6</sup>



図1 近世に描かれた世界図の一つ。『和漢三才図会』がモチーフか(『萬國人物圖』部分、幕末頃刊)。

特に松方によって提示された、「外交」という概念を無批判に用いることについての問題意識や、明・清朝におけ

る「海禁」概念が十分に検討されていない現状がありながら、さらにそれを近世日本に当てはめることに對する疑義の提起は傾聴に価し、これから十分に吟味を重ねなければならぬ問題となろう。<sup>7</sup>

いずれにせよ、「鎖国」という言葉を使用する際、次のような問題が所在することは確認しておくべきである。

第一に、「鎖す」という語の強さから、近世日本が完全閉鎖していたかのような印象が与えられかねないこと。

第二に、対欧米諸国の視点に基づいてのみ歴史を捉え、てしまいかねないこと。<sup>8</sup>

第三に、「鎖国」という言葉には、得失論的視点や「野蛮」、「未開」、「非文明」、「或いは「固有性」など近代日本で形成された眼差し(或る種の価値基準)が内包されていること、などである。言い換えれば、「鎖国」は、あまりに「便利」な言葉として現存しているのである。<sup>10</sup>したがって、「正しい」理解に基づいて「鎖国」概念を使用するには、「今」はあまりにも困難な状況にある。

もっとも、現実的には記述から完全に「鎖国」や「海禁」を避けて近世日本の体制を描写するのも難しい。それに代わる新概念も提起されていない。しかしながら、一言の概念・用語で表現できなくとも、まずは従来の枠組みに捉われず当時の実態を描写しうる、より適切な表現と記述を求める試みこそが最重要なのではないだろうか。

## 二 「鎖国祖法」とその周辺

藤田寛は、いわゆるロシアの南下、とりわけニコライ・ペトロヴィッチ・レザノフ (Nikolai Petrovich Rezanov, 1764-1807) の来航を契機として、徳川幕府が対外関係の在り方を一七世紀の家光治政時の政策に求め、通商相手と港を制限してきた政策を再確認した動向を解明した。<sup>11</sup> これがいわゆる「鎖国祖法」である。<sup>12</sup>

一方、ロシアにおける近世日本関係史料を網羅的に収集、和訳した仕事は、平川新の下で二〇〇四年から刊行された。<sup>13</sup> この労作を土台として、エグレ・ブジナウスカイトは、ロシアは当初から日本との通商に視野を置いていたのではなく、露米会社 (社長レザノフ) が毛皮貿易のためアラスカ航路を開き、その過程で、途上周辺にあった日本に着目したことを指摘している。<sup>14</sup> このように一八世紀末に始まるロシア側の視覚や背景が明らかにされつつあり、この分野のさらなる進展が見込まれる。<sup>15</sup>

ところで、山本英二はいわゆる「慶安の触書」の成立過程を文献実証学的に追究し、それが同時代のあるべき理想像を過去 (一七世紀) に求めた一九世紀に編纂された史料であることを指摘した。この山本英二の仕事と藤田寛の仕事とを併せて勘案すると、一九世紀がいかなる時代であったのかという問題に加えて、一九世紀にとつての一七世紀とは何だったのか、という非常に重要な問題の所在が浮き

彫りになる。<sup>16</sup>

いずれにせよ、文献実証学の立場から、一九世紀初頭の徳川幕府の対外関係に関する一連の動向を詳細に跡付け解明した藤田寛の仕事は、現在この分野の基礎的仕事となっており、様々な展開を産み出している。

## 三 「鎖国祖法」という呼称

ここで「鎖国祖法」を、その内容ではなく、名称、すなわち「言葉の側面」に絞って再検討してみよう。

藤田が一連の論考の中で取り上げた史料を確認すると、「祖法」という言葉は認められるものの、一方で「鎖国祖法」という語が確認できないことに留意すべきである。

そもそも「鎖国」という言葉が幕閣の中で用いられた初出は現時点で一八五三年と確認されており、また、この語が幕閣で本格的に定着していくのは、対外関係の近代的再編を齎すこととなった一八五八年以降とされている。<sup>17</sup>

ではなぜ「祖法」の前に「鎖国」が付けられたのか。それは家光期の体制を表現する用語として、「鎖国」を超えるより適切なものが見つからなかった (或いは、当該体制を「鎖国」と表現して差し支えないとする立場にある)、などの理由が推測される。また、史料に従って「祖法」とだけ呼ぶと、何のことか分からないという問題も生じてくる。

ただし、前述したように、「鎖国」を〈正しく〉理解することは困難であると予想される。したがって、一九世紀初頭の幕府の動向を、「鎖国祖法」という語で名指すことは、少なくとも最適の表現とは言えないであろう。それは単に史料中に「鎖国祖法」という語が表れないからということではなく、この言葉の使用によって読者に「一七世紀



図2 弘化2年(1845)のアメリカ船マンハッタン号の来航は、右面上段の右から14番目に記され、地震や津波などより下位に位置付けられている(『泰平無疆』、1840年代頃刊)。

に〈鎖国〉が存在し、それをまた一九世紀に確認し〈鎖国〉した」という何重もの誤解―「鎖国」の再生産―を生じさせかねない危険性を孕んでいるからである。

#### おわりに

歴史の実態の分析と描写は確かに重要な営為であるが、その一方で、〈歴史〉は人の手によって成る〈物語〉である。すなわち、人間が持つ歴史像が、常に実情とは切り離された〈物語〉としての歴史像に規定されかねないことに対する危険性は十分に自覚すべきであろう。<sup>18)</sup>

「鎖国」とは、近代以降に浸透した近世を見る眼差し―言説―である。そういった意味合いにおいて、この語には字面から想起される意味内容のみならず、あまりにも様々な付属概念が内包されており、〈正しい〉理解のもとに使用することは困難な状況にある。<sup>19)</sup>

本稿で論題としてきた学術用語「鎖国祖法」には「鎖国」という言葉が所収されており、そこには「鎖国」をめぐる一連の問題(言説空間)を再生産しかねない構造が確実に存在する。もとより「呼称」の適切さ云々で藤田の業績の輝きが鈍ることは決してないが、まずは従来を超えるより適切な実態描写に挑みながら、それと並行して「鎖国祖法」に代わるより適正な表現についても、私達は粘り強く探究すべきであろう。

1 注

拙著『鎖国』という言説―ケンペル著・志筑忠雄訳『鎖国論』の受容史―(ミネルヴァ書房、二〇〇九年、A5・五二四頁)。なお、先行論文として、『異人恐怖伝』に見られる国学者黒沢翁満の『鎖国論』受容(『日本文藝研究』第五六卷二号、二〇〇四年)、『十九世紀国学者における志筑忠雄訳『鎖国論』の受容と平田国学』(『日本文藝研究』第五七卷一号、二〇〇五年)、『近世後期日本における志筑忠雄訳『鎖国論』の受容』(『洋学』第一四号、二〇〇六年)、『志筑忠雄訳『鎖国論』の誕生とその受容』(志筑忠雄没後二〇〇〇年記念国際シンポジウム報告書『蘭学のフロンティア―志筑忠雄の世界』、長崎文献社、二〇〇七年)、『明治期における『鎖国論』の諸相―『新朝野新聞』連載記事『鎖国始末』を題材に―』(『日本歴史』第七一七号、二〇〇八年)、『近代歴史教科書における『鎖国』観』(『洋学』第一六号、二〇〇八年)、『二〇〇七年度洋学史学会総会シンポジウム講演記録 近世における対外関係の実態と近代の言説』(『洋学』第一六号、二〇〇八年)、『明治二十年代における『鎖国論』の多様性―徳富蘇峰「明治年間の鎖国論」を中心に―』(『日本文藝研究』第三・四合併号、二〇〇八年)などを上梓した。

2 Ronald P. Toby: *State and diplomacy in early modern*

*Japan: Asia in the development of the Tokugawa Bakufu.*

(Princeton University Press, 1984)。トビは近年も精力的に論考を重ねているが、その一つとして、二〇〇八年に小学館から『「鎖国」という外交』(日本の歴史九)を刊行している。

3 荒野泰典『近世日本と東アジア』(東京大学出版会、一九八八年)。

4 大石学『江戸の外交戦略』(角川学芸出版、二〇〇九年)。木村直樹『幕藩制国家と東アジア世界』(吉川弘文館、二〇〇九年)。

5 前掲拙著。なお、『鎖国』が言説であると明確に提唱されているわけではないが、その言説性に着目した最も早い論考として、荒野泰典による『海禁と鎖国』(荒野泰典、石井正敏、村井章介編『外交と戦争』、東京大学出版会、一九九二年)が挙げられよう。また荒野は、近代日本人のアイデンティティに深く関わる問題として『鎖国・開国』(論)言説という祝座を唱えている。荒野泰典『解説』(山口啓二『鎖国と開国』文庫版、岩波書店、二〇〇六年、三四二頁)、同『近代外交体制の形成と長崎』(『歴史評論』第六六九号、二〇〇六年、一四頁)。

6 山本博文『寛永時代』(吉川弘文館、一九八九年、一二二―一二三頁)、松方冬子『オランダ風説書と近世日本』(東京大学出版会、二〇〇七年、八―九頁およ

- 7 前掲松方冬子『オランダ風説書と近世日本』（四〇九頁および注六九）。前近代の中国を対象に「外交」概念を再検討した夫馬進の仕事も興味深い。「まえがき」（夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』、京都大学学術出版会、二〇〇七年）。
- 8 前掲松方冬子『オランダ風説書と近世日本』（八〇九頁および注六八）、拙著「『鎖国』という言説―ケンペル著・志筑忠雄訳『鎖国論』の受容史―」（第四章および結語）。本稿第二章を参照。
- 9 前掲拙著（第四章および結語）。
- 10 前掲拙著（結語）。
- 11 藤田寛「鎖国祖法観の成立過程」（渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』、河出書房新社、一九九二年所収）、同『近世後期政治史と対外関係』（東京大学出版会、二〇〇五年）など。
- 12 京都帝国大学初代国史学教授内田銀蔵は「鎖国」肯定論を唱えた人物として周知されているが、その一連の仕事にも「祖法」という用語が確認できる。「鎖国とは何ぞや」（日本歴史地理学会編『日本海上史論』、三省堂書店、一九一一年所収、三〇二〜三〇三頁）など。
- 13 平川新監修『ロシア史料にみる18〜19世紀の日露関係』（東北大学東北アジア研究センター、二〇〇四〜二〇〇九年）現在四巻まで上梓。
- 14 エグレ・ブジナウスカイト「長崎における遣日全権大使 N. P. レザーノフの交渉とその影響について―帝政ロシアの東方政策と世界周航を背景に―」（九州大学大学院比較社会文化学府修士論文、二〇〇八年三月）。なお、近年は、毛皮貿易や世界情勢の中に位置付ける視座から一八世紀後半以降の日本史を位置付ける試みも行われている。横山伊徳「異国船打ち払いの時代―海防のアウトサイド・ヒストリー―」（『九州史学』第一五二号、二〇〇九年所収）、森永貴子『ロシアの拡大と毛皮交易 16〜19世紀シベリア・北太平洋の商人世界』（彩流社、二〇〇八年）など。
- 16 山本英二『慶安御触書成立試論』（日本エディタースクール出版部、一九九九年）など。
- 17 前掲荒野泰典「海禁と鎖国」（二二二〜二二三頁）。荒野は幕閣の中で「鎖国」という言葉が使われた早い用例として、一八五三年八月の井伊直弼上書を挙げている。
- 18 前掲拙稿「志筑忠雄訳『鎖国論』の誕生とその受容」、一一九頁。
- 19 「鎖国」と同じ意味合いにおいて「開国」も言説であり、〈実態〉の理解を妨げていると考えられる。拙稿「『開国』概念の検討―言説論の視座から―」（『国文研究』第五五巻、二〇一〇年所収）参照。